

2024年10月30日版

株式会社USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 モバイルアクセス type AJ サービスは株式会社インターネットイニシアティブ（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販事業者として提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款「ID ゲートウェイサービス利用規約」の附則第1条（特別利用期間）および、「個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプ I」の第6条（利用資格）第2項は適用しません。

第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

あると当社が判断したとき。

(5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日の翌月 1 日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払うものとします。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。本サービスのうち ID ゲートウェイサービスおよび SMF リモートアクセス VPN ライトサービスの提供開始日は、当社が契約者に対し ID ゲートウェイハードウェアまたはサービスアダプタを発送した日の翌営業日とします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 前 2 項の記載にかかわらず、スポットプランにおいての課金対象期間および利用可能期間は、以下のとおりとします。

基本サービス	提供開始日	終了日
スポットプラン 1 か月	利用開始希望日	提供開始日から 1 か月後
スポットプラン 3 か月	利用開始希望日	提供開始日から 3 か月後
スポットプラン 6 か月	利用開始希望日	提供開始日から 6 か月後

4 当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の料金と変更日を通知します。

第8条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから当社が申込受領の旨を通知する日までに、当社所定の書面により申込みを取消した場合、初期費用に相当する額を支払うことにより、利用契約の申込みを取消することができます。

2 前項の規定にかかわらず、利用申込者は、「LTE タイプ I 2 年プラン」の申込み後に利用契約の申込みを取消することは出来ません。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日の翌月 1 日から起算して、下記の表のとおりとします。

2. 当該最低利用期間内に、第 10 条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合または第 11 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項または第 19 条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第 2 項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。

	最低利用期間	最低利用期間内解約時、 契約解除料
LTE タイプ D	提供開始日の翌月 1 日から	最低利用期間の残余の期間に

LTE タイプK	起算して、お申込みプランにより 1 年間または 2 年間。	対応する基本利用料金を契約解除料（上限を 9,500 円（消費税等別））とする。
LTE タイプ I	提供開始日の翌月 1 日から起算して、2 年間。	最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金および、端末レンタル料金を契約解除料とする。
LTE タイプ DS		
5G タイプ D	提供開始日の翌月 1 日から起算して、2 年間。	最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金を契約解除料（上限を 9,500 円（消費税等別））とする。

3. 「スポットプラン1か月」、「スポットプラン3か月」、「スポットプラン6か月」には、最低利用期間の定めはありません。また、終了日をもってサービス提供を終了し、契約期間の更新はしないものとします。

第10条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除月を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除月に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除月を指定し利用契約を解除するものとします。

第11条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき。
- (4) 解散の決議をなしたとき。
- (5) 違法行為をなしたとき。
- (6) 本契約に違反したとき。
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき。

3 前 2 項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第12条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第13条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者に生じた一

切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第14条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第15条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第16条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第17条 （通信・保守・設備等）

月間通信量が10GBを超過した場合、それ以降月末までの通信速度を256kbpsに制限します。

2 本約款に定める以外の本サービスの提供方法、通信、保守および設備等に関する事項については、特定協定事業者約款を準用するものとします。

第18条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

第20条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第21条 （合意管轄）

契約者と当社の間で利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

	利用端末種別	対応する特定協定事業者約款
基本サービス	N2502 HIGH-SPEED、120FU、NI-760S、510FU、RX501NC、520BU、MR04LN、MR05LN、FS030W、UX312NC、FS040U、MR10LN、FS040W、 ・LTE タイプD 2年プラン ・SIMのみLTE タイプD 2年プラン FS050W ・5G タイプD 2年プラン	「一般規程」 「個別規定 IIJ モバイルサービス/タイプD」
	HWD11、HWD12、MR04LN、MR05LN、FS030W、UX312NC、FS040U ・LTE タイプK 2年プラン ・SIMのみLTE タイプK 2年プラン	「一般規程」 「個別規定 IIJ モバイルサービス/タイプK」
	FS030W、FS040W、MR05LN、FS040U、MR10LN ・LTE タイプI 2年プラン	「一般規程」 「個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプI」 「個別規程 IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプI」
	FS030W、FS040W ・スポットプラン1か月、3か月、6か月 ・SIMのみスポットプラン1か月、3か月、6か月	「一般規程」 「個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプI」
	FS040U、MR10LN、FS040W ・LTE タイプDS 2年プラン	「一般規程」 「個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプDS」
オプション	サービス名	対応する特定協定事業者約款
	接続先限定オプション	「個別規程 IIJ モバイルBiz+サービス」
	ID ゲートウェイサービス	「ID ゲートウェイサービス利用規約」
	SMF リモートアクセス VPN ライトサービス	「IIJ SMF sx サービス利用規約」
	ウルトラセンドバックサービス	「個別規定 ウルトラセンドバックサービス」

<https://www.iij.ad.jp/svcsol/agreement/>

当社が提供する貸与種別は、特定協定事業者約款中の以下の品目に対応するものとします。

当社が提供する貸与種別	対応する特定協定事業者の品目
1年プラン	定額プラン
2年プラン	定額プランL

LTE 2年プラン LTE タイプD 2年プラン LTE タイプK 2年プラン LTE タイプD 2年プラン SIMのみ LTE タイプK 2年プラン SIMのみ	定額プラン L
LTE タイプI 2年プラン	通常 パケットシェア B
LTE タイプDS 2年プラン	定額プラン L
5G タイプD 2年プラン	定額プラン L

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 基本利用料

表1-1 モバイルデータ通信サービス

表1-1-1 初期費用

細目	単位	料金
初期費用（スポットプラン1か月、3か月、6か月を除く）	1 法人あたり	20,000 円
登録手数料タイプD・K・I	1 契約回線ごと	3,000 円
登録手数料タイプDS	1 契約回線ごと	10,000 円

表1-1-2 月額費用

貸与種別	細目	料金	最低利用期間
1年プラン	基本料金（データ通信料金を含む）	8,500 円/1 回線	本サービスの提供開始日から1年後の月末日までとなります。
	端末レンタル料金	1,500 円/1 回線	
2年プラン	基本料金（データ通信料金を含む）	5,700 円/1 回線	本サービスの提供開始日から2年後の月末日までとなります。
	端末レンタル料金（N2502 HIGH-SPEED・120FU）	800 円/1 回線	
LTE 2年プラン（1GB）	基本料金（データ通信料金を含む）	2,840 円/1 回線	
	端末レンタル料金（NI-760S）	950 円/1 回線	
	端末レンタル料金（510FU）	800 円/1 回線	
LTE 2年プラン（10GB）	基本料金（データ通信料金を含む）	5,500 円/1 回線	
	端末レンタル料金（NI-760S・RX501NC・HWD11）	950 円/1 回線	
	端末レンタル料金（510FU・520BU）	800 円/1 回線	
	端末レンタル料金（HWD12）	900 円/1 回線	
LTE タイプD 2年プラン（10GB）	基本料金（データ通信料金を含む）	5,500 円/1 回線	
	端末レンタル料金（MR04LN、MR05LN ※1・UX312NC・FS040U）	950 円/1 回線	
	端末レンタル料金（FS040U・MR10LN）	900 円/1 回線	
	端末レンタル料金（FS030W）	850 円/1 回線	
	端末レンタル料金（FS040W※2）	750 円/1 回線	
LTE タイプK	基本料金（データ通信料金を含む）	5,500 円/1 回線	

2年プラン (10GB)	端末レンタル料金(MR04LN、MR05LN ※1、UX312NC)	950円/1回線
	端末レンタル料金(FS030W)	850円/1回線
	端末レンタル料金(FS040U)	900円/1回線
LTEタイプD 2年プラン (10GB)SIMのみ	基本料金(データ通信料金を含む)	5,500円/1回線
LTEタイプK 2年プラン (10GB)SIMのみ	基本料金(データ通信料金を含む)	5,500円/1回線
LTEタイプI 2年プラン (10GB)	基本料金(データ通信料金を含む)	4,550円/1回線
	端末レンタル料金(MR05LN)	950円/1回線
	端末レンタル料金(FS040U・MR10LN)	900円/1回線
	端末レンタル料金(FS030W)	850円/1回線
	端末レンタル料金(FS040W※2)	750円/1回線
5GタイプD 2年プラン (10GB)	基本料金(データ通信料金を含む)	個別見積
	端末レンタル料金(FS050W)	個別見積

※上記に記載のない料金については個別見積となります。

※パケットシェアプラン、ユニバーサル料、電話リレーサービス料、SIMカード再発行手数料およびオプションその他上記に記載のない料金については、特定協定事業者約款「個別規定 IIJモバイルサービス/タイプD」、「個別規定 IIJモバイルサービス/タイプK」、「個別規定 IIJモバイルサービス/タイプI」「個別規程 IIJモバイル端末レンタルサービス for タイプI」「個別規定 IIJモバイルサービス/タイプDS」に準じます。

※1 クレードルは別売りです。

※2 ホームキットは別売りです。

表1-1-3 スポットプラン料金

基本サービス		プラン料金
スポットプラン1か月	端末付き	25,000円
	SIMのみ	7,000円
スポットプラン3か月	端末付き	36,000円
	SIMのみ	18,000円
スポットプラン6か月	端末付き	48,000円
	SIMのみ	30,000円

表1-1-4 亡失負担金

貸与端末紛失の場合には、端末毎に下記の亡失負担金を支払うものとします。(課税対象外)

貸与機種	亡失負担金
N2502 HIGH-SPEED ・ 120FU	30,000円
MR04LN ・ MR05LN	22,000円
NI-760S ・ RX501NC ・ HWD11 ・ UX312NC	21,500円
510FU ・ 520BU ・ HWD12	20,000円
FS040W	15,000円

FS040U ・ MR10LN	19,000 円
FS030W	17,000 円
FS050W	35,000 円

別途 SIM カード再発行手数料（消費税等課税対象）として、当社の定める金額を支払うものとし、手数料は SIM カード毎に支払いを要します。

表 1-1-5 本体交換時機器費用

本体交換発生の場合には、端末毎に下記の機器費用を支払うものとし、

貸与機種	機器費用
MRO5LN	22,000 円
FS040U	19,000 円
FS030W	17,000 円
MR10LN	19,000 円
FS040W	15,000 円
FS050W	35,000 円
スポット提供機種	機器費用
FS030W	18,000 円
FS040W	15,000 円

表1-1-6 その他

細目	単位	料金
MRO4LN クレードル	1 台	3,150 円
MRO5LN クレードル	1 台	3,150 円
FS040W ホームキット	1 台	10,000 円

表1-2 IDゲートウェイサービス

表1-2-1 初期費用

細目	単位	料金
初期費用	1 契約あたり	205,000 円

表1-2-2 月額費用

細目	単位	料金
月額費用	1 契約あたり	80,000 円

表1-2-3 追加アカウント使用料

細目	単位	料金
追加アカウント使用料	1 アカウントあたり 月額	200 円 (51 アカウント 目から発生)

表1-2-4 スタンバイサービス費用

細目	内容	料金
スタンバイサービス費用	本番機の障害 時対応用のシ ステムの併設	初期費用 100,000 円 (但し、IDゲートウェイサービス契約 と同時に申込をした契約者について は、0 円)

		月額費用 30,000 円
--	--	---------------

オプションその他上記に記載のない料金については、特定協定事業者約款に準じます。

表1-3 SMFリモートアクセスVPNライトサービス

表1-3-1 初期費用

細目	単位	料金
初期費用	1 契約あたり	50,000 円

表1-3-2 月額費用

細目	料金	備考
月額費用(10 アカウント時)	20,000 円	お客様側へ設置の SEIL/X1 利用/管理料等を含みます
月額費用(20 アカウント時)	32,000 円	
月額費用(30 アカウント時)	42,000 円	
月額費用(40 アカウント時)	48,000 円	
月額費用(50 アカウント時)	50,000 円	
月額費用(100 アカウント時)	80,000 円	

表1-3-3 アカウント変更料

細目	料金	備考
アカウント変更料	5,000 円	アカウント/パスワード変更時（追加/削除/変更）に発生します

表1-3-4 オプションサービス料金

細目	料金	備考
現地立会い工事費用	50,000 円	技術者が訪問し、機器の設置/接続を行います
特別コンサルティング費用	50,000 円	技術者が訪問し、標準外の設計を行う場合に発生します

表1-3-5 その他

細目	料金	備考
減失負担金（本体）	40,800 円	-
減失負担金（AD アダプタ）	6,800 円	
故障修理費用	実費	

オプションその他上記に記載のない料金については、特定協定事業者約款に準じます。

第2表 一時金

料金種別	単位	料金額
契約者の氏名等の変更に係るもの	1 契約回線ごと	0 円
利用権の譲渡に係るもの	1 契約回線ごと	5,000 円
利用契約の申込みの取消しに係るもの	1 契約回線ごと	初期費用相当額 (課税対象外)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社インターネットイニシアティブ	株式会社USEN ICT Solutions

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
IIJモバイルサービス／タイプD	USEN GATE 02 モバイルアクセス type AJ
IIJモバイルサービス／タイプK	
IIJモバイルサービス／タイプI	
IIJモバイルサービス／タイプDS	
IIJモバイルBiz+サービス	接続先限定オプション
(IIJ) SMF sx サービス	SMF リモートアクセス VPN ライトサービス

(以下余白)